

西海市教育委員会（令和８年第６回定例会）会議録

期 日： 令和８年６月30日（火） 午前９時30分開会

場 所： 西海市教育委員会 ３階大会議室

出席委員： 教育長 谷口 昭文
委員 北島 淳朗、武宮 智、谷口 久美子、山本 美紀

出席職員： 教育次長 下田 昭博
教育総務課 課長 吉浦 和也
課長補佐 熊本 英哲、山下 健悟
主査 椿 ちひろ（書記）
学校教育課 課長 長谷川 文也
課長補佐 宮崎 正士
参事 尾畑 幸二
社会教育課 課長 尾崎 淳也
課長補佐 吉村 美香、染 一実

傍 聴 者： なし

１．開会

○教育長

皆さまおはようございます。それでは、令和８年第６回定例教育委員会を開会いたします。

２．会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に武宮委員、山本委員を指名いたします。また、会議録は、各委員への事前送付及び指名委員の署名により承認されたものとみなします。

３．会期決定について

○教育長

次に、会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日１日限りといたしますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日１日限りといたします。

4. 教育長の職務代理者の指名について

○教育長

続きまして、お手元の議案書にてお知らせしておりました日程に加えて、教育長の職務代理者の指名を日程として追加したいと思います。お諮りします。教育長の職務代理者の指名を日程として加えることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。それでは、ここで教育長の職務代理者の指名を行います。このことは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、あらかじめ指名を行うものでございます。

教育長の職務代理者に北島委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○北島委員

よろしくお願いいたします。

5. 教育長諸報告

○教育長

続きまして、諸報告を行います。教育長一般報告 6 月をご覧ください。

月日	曜	項目
5月29日	金	史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会
5月30日	土	市中総体球技武道視察
6月2日	火	防災まちづくり構想検討委員会（2回目）
		公立公民館連絡協議会
6月3日	水	西彼青年の家理事会
6月4日	木	西海市いじめ等調査委員会
6月6日	土	土曜学習開講式
6月8日	月	校長会研修会
6月9日	火	西彼杵高校バレーボール決勝視察
6月12日	金	市議会定例会本会議 招集
	金	教頭会研修会
6月16日 ～6月19日	火～金	市議会定例会本会議 一般質問
6月22日	月	イラスト展児童表彰
		西彼杵高校バレーボール部後援会総会
		市議会定例会本会議 質疑・委員会付託
6月24日	水	第1回学警連、生活・生徒指導研修会
6月25日	木	新任校長校訪問
6月26日	金	市議会定例会本会議 質疑・採決
6月29日	月	令和8年度第1回社会教育委員会

以上が諸報告になります。諸報告に対する質疑はございませんか。

（質疑なし）

では、以上で諸報告を終わります。それでは、ただいまから議事に入ります。

6. 議事

【日程第1】議案第46号「西海市結核対策委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第1、議案第46号「西海市結核対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。
提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第46号「西海市結核対策委員会委員の委嘱について」は、令和8年3月31日で、委員の任期が満了となったため、西海市結核対策委員会設置要綱第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。任期は4月に遡りまして、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とするものです。参考条文につきましては、議案書1ページの下段に記載しております。

2ページの委員名簿案をご覧ください。4番、6番、7番、8番の委員につきましては、教職員の人事異動等による変更でございます。また10番につきましては、渡邊前教育長の退任に伴い、新たに谷口教育長を教育委員会の代表として委員とするものです。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第46号の説明がありましたが、質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第46号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第46号「西海市結核対策委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第2】議案第47号「西海市通学路安全推進会議委員の委嘱について」

○教育長

日程第2、議案第47号「西海市通学路安全推進会議委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第47号「西海市通学路安全推進会議委員の委嘱について」は、西海市通学路安全推進会議設置要綱第4条及び第5条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。任期につきましては、これも4月に遡りまして、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とするものです。参考条文につきましては、議案書1ページの下段に記載しております。

2ページの委員名簿をご覧ください。5番の委員に関して、本年4月の西海市組織機構の改編による部や課の名称変更により、3月定例教育委員会において、本設置要綱の第4条第2項第5号、西海ブランド振興部農林緑推進課を産業振興部農林課へと改めておりますが、今回の名簿案のほうでも区分及び備考の各欄において同様に改めているところです。

2番、6番、7番、8番、10番の委員が、各組織における人事異動等による変更となっております。説明は以上です。

○教育長

ただいま議案第47号の説明がございましたが、質疑はありませんか。はい、北島委員。

○北島委員

先般、小迎の深江のところで、これ、かなり近隣に住まれるご家庭が増えてきて、子どもさんが10人ぐらいになったんですかね。その関係で、横断歩道を設置していただいて、その後信号機をつけていただいたという、かなり特例の配慮をしていただいたところなんですけど、そのほか、この委員会、推進会議のほうで認識されてるような危険箇所というのか、そういった通学路関係で、そういうのがあれば教えていただければと思ったところです。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

ご説明します。この推進会議とあわせて、夏休みに交通安全プログラムということで、ここにいらっしゃる方と一緒に、各地区から上がってきた危険箇所等を回るようになっております。で、ほかに上がってきた地区については、各校それぞれ細かいところもあるんですが、具体的に言うと、例えば西彼北小校区でいえば、八木原の直線道路のところの横断歩道のあたりであったり、あと大串校区でいえば、パールタウンの出入口のところ及びパールタウンから大串小に通学するときの路肩も、危険箇所として挙がっております。

○教育長

教育次長。

○~~教育長~~教育次長

一点補足で、地区から要望が上がってる件で、八木原の楠本設備さんの前に昔信号機があったんですけど撤去されてまして、そこにバス停があるんですけども、バスを降りた小学生

が、降りてバスの後ろを通過して渡ろうとしたところ、乗用車にはねられたという事案が
ておきまして、そこに信号機設置の要望が出ております。なかなか警察の対応としては難
いということなんですけれども、要望がぁっているところだす。

○教育長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第47号は、原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第47号「西海市通学路安全推進会議委員の委嘱につ
て」は、原案のとおり可決されました。

【日程第3】議案第48号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」

○教育長

続いて、日程第3、議案第48号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」を議題とい
たします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第48号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」は、令和8年第5回定例教育委
員会において議決された、議案第37号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」のうち、
西海小学校学校運営協議会委員名簿に誤りがあることが判明したため、当該委員について訂
正のうえ、適正な移植手続を行う必要があることから本議案を提案するものです。なお、西
海小学校以外の学校運営協議会委員につきましては変更ございません。参考条文につきまし
ては、議案書1ページの下段以降に記載しております。

具体的には次の3ページをお願いします。本来、名簿2番につきましては、七釜郷長であ
る岩本利雄氏を、また4番については、太田和郷長である鉢川昭宏氏を委嘱すべきところを、
前回の定例教育委員会に提出した議案では、誤って2番を 氏、4番を 氏とし
て議決をいただいております。このため、正しい委員構成に訂正した名簿により西海小学
校学校運営協議会委員を改めて委嘱する必要があることから、本議案を提案するものです。

委員の皆様には大変ご迷惑をおかけすることとなり、恐縮に存じますけれども、適正な委
嘱手続を行うため、再度のご審議を賜りたくお願い申し上げます。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第48号の説明がありましたが、質疑はありませんか。北島委員。

○北島委員

ご説明に加えて、8番、9番、10番も人事異動による変更という認識でよろしいのでしょうか。

○教育長

教育次長。

○教育次長

すみません、説明が漏れておりました。お見込みのとおりでございます。

○教育長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第48号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第48号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第4】議案第49号「西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会の委嘱について」

○教育長

続きまして、日程第4、議案第49号「西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第49号「西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会の委嘱について」は、これにつきましても、令和8年第5回定例教育委員会において議決された、議案第39号「西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」のうち、西彼中学校の地区学校評価委員名簿に誤りがあることが判明したため、当該委員について訂正のうえ、適正な委嘱手続を行う必要があることから本議案を提案するものです。なお、他の地区の学校評価委員名簿についての変更はありません。参考条文につきましては、議案書1ペー

ジの下段以降に記載しております。

具体的には、3 ページをお願いします。本来名簿の11番につきましては、今年度、氏から変更となり、末岡直美氏とすべきところを、前回の定例教育委員会に提出した議案では、誤って昨年度の 氏のまま議決をいただいております。このため正しい委員構成に訂正した名簿により、西彼中学校地区の学校評価委員会委員を改めて委嘱する必要があることから、本議案を提案しております。

委員の皆様には重ね重ねご迷惑をおかけし、大変恐縮に存じますが、適正な委嘱手続を行うため再度のご審議を賜りますようお願い申し上げます。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第49号の説明がありましたが、質疑はありませんか。谷口委員。

○谷口委員

すみません、確認といいますか、前号の西海小学校の名簿の誤りと、今回の西彼中学校の名簿の誤りということで、これは、学校から上がってきたものが間違っていたのか、こちら教育委員会の提案、名簿を作成するところで誤り、どちらに誤りの元があったのか、ちょっと確認を。それによって、またそれぞれの対応が違ってくるかなと思いますので、そこのお尋ねです。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

ただいまの件、説明をいたします。まず西海小学校の分については、率直に申し上げますと学校から送られてきた分が間違っておりました。ただ、地区評価委員の分については、訂正した分が学校から送られてきてはいたんですが、それを修正をしていなかったということになります。大変申し訳ありません。

○教育長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第49号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第49号「西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第5】議案第50号「西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」

○教育長

続きまして、日程第5、議案第50号「西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第50号「西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、人事異動及び役員改選により欠員が生じたので、西海市公民館の設置及び管理に関する条例第14条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。参考条文につきましては、議案書1ページの下段に掲載しております。任期は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までの残任期間とするものです。

変更内容の内訳につきましては、2ページ上段の西彼教育文化センターが9名中5名の変更、同じページ下段からの西海公民館が10名中2名の変更、3ページ上段の崎戸中央公民館が9名中1名の変更、同じページ下段の多以良地区公民館が5名中3名変更で1名の減、この1名の減は、市PTA連合会の代表が、これまで多以良地区子供会組織から選任されていたところ、多以良地区子供会の組織がなくなり、今年度から大瀬戸小学校の子供会の役員から選任される形となっておりますけれども、今回多以良地区の役員さんからの選任がなかったということによるものであります。

同じページ最下段からの松島地区公民館が8名中4名の変更、4ページ中段の瀬戸地区公民館が7名中2名の変更、同じページ下段からの雪浦地区公民館が7名中1名の変更で、ナンバー56については、雪浦地区選出の議員が不在と、昨年度から不在となっていることから、空欄となっております。計55名中18名の変更、1名の減となっております。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第50号の説明がありました。質疑はありますか。北島委員。

○北島委員

構成委員について、人数が規定されておるところなんですが、各委員の名簿を見ますと、備考欄がいろんな所属になっておりまして、ここの裁量というのは、各地区のほうからの推薦ベースでこういうふうになっているのかっていうところ、その選出・選定の経緯というのを教えていただければ。

○教育長

社会教育課長。

○社会教育課長

はい。こちらの選出につきましては、委員さんお見込みのとおりでございまして、各地区のほうからの選出ということで、教育委員会サイドからの提案という形ではございません。

○教育長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第50号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第50号「西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

はい、北島委員。

○北島委員

すみません申し訳ないです。ちょっと、改めてこの表のつくりで、私の質問に関連するんですが、となると、備考のところにある所属の方が出てこられてないっていても、結果としてそこはそういった委員構成の指定はないわけなので、削除するということも考えられるのかなあと。例えば市のPTA連合会、多以良のですね。それと、雪浦の市議会っていうところなんですけども、ちょっとそこの何かこう整合性っていうのが、どうなのかなと。逆に言えば、これを今後置いといて、やはりそこに新しい方が入られればっていうような意図もあってここの欄を設けているのか。何かこの辺の委員構成の定義といいますか、その辺のところがはっきりしないんでこういったことになるのかなとも、ちょっと気になったところすみません。

○教育長

今の件についてはどうですか。はい、社会教育課長。

○社会教育課長

北島委員からお話がありましたとおり、非常にこの部分はグレーな部分があるかなと思っております。今斜線を引いてる部分につきましては、例えば32番の市PTA連合会でありますとか、ここの部分につきましては、瀬戸小学校の子供会の学年で、こういった形で選出をされているようなことを今回聞いております。ただし、この多以良地区につきましては、今現在その学年では該当してないというところでございますので、今後この記入方法につきましては、ちょっと課内でも協議、検討させていただければなと思っております。以上です。

○教育長

人数が決まってるわけではないんですね。

(定員は決まってるんですよね。の声有り)
分かりました。はい、北島委員。

○北島委員

やはりそういう意味で、やはり教育委員会が推奨する所属の枠組みたいなところがあって、もいいのかなあって、ちょっとお見受けしまして。あくまでやはり、公民館の運営というところで、関連されていらっしゃるところが関わりはあると思うんですが、例えばその保育園が入っていらっしゃるところがあったりとか、今、市議会が入っていらっしゃるところがあったりとかあるので、一定の、こういった文化活動をされてるとかいうことも含めてですよ、そういったことも課内で、こういった方が運営委員として構成されたほうがいいかなという、何かこう役割、定義といいますか、そういったところがあつたほうがいいかなと思うので、検討の中ではそういったことも考えていただければなと、ちょっと思ったところです。

○教育長

よろしいですか。はい、社会教育課長。

○社会教育課長

委員ご指摘の部分もございますので、今後の検討課題の一つとして検討させていただければと思っております。

○教育長

ではもう一度、討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第50号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第50号「西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第6】議案第51号「社会体育施設（プール）の在り方に関する中間答申について」

○教育長

続きまして日程第6、議案第51号「社会体育施設（プール）の在り方に関する中間答申について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第51号「社会体育施設（プール）の在り方に関する中間答申について」は、令和8年

1月20日付けで、西海市スポーツ推進審議会へ諮問しております、社会体育施設（プール）の在り方についてに関する事項のうち、大島プールの廃止についての項目について、令和8年5月21日付で、同審議会から中間答申を受けたことに伴い、本議案を提出するものです。参考条文につきましては、議案書1ページの下段以降に掲載しております。

3ページと4ページが、中間答申となっております。結論といたしまして、大島プールについては、廃止することが妥当であるとされております。理由の一つ目として、老朽化が極めて進行していること、大規模改修には多額の費用を要すること、とされておまして、旧大島西小学校のプール等の活用についても検討されたものの、同様に多額の修繕費用が発生するため、代替施設としての利用は現実的でないとされております。

理由の二つ目として、近年の猛暑により、施設開放中止の日数が年々増加しており、それに伴って利用率も低迷し、費用対効果の面からも施設の存続は合理的でないとされております。

次に4ページをお願いします。付帯意見というのがついておまして、大島崎戸地区からプールがなくなることによる地域住民の喪失感や、児童の学習環境（水泳事業）への影響を懸念する意見が多数出されたことを踏まえ、地域住民等へ丁寧に説明し、十分な理解を得るよう努めること。大崎小学校等の授業における代替施設の確保に当たり、児童の移動負担の軽減と授業時間確保の観点から、近隣の施設を活用できるよう早急に協議を進めることとされております。

最後に4、継続審議事項についてとして、大瀬戸総合運動公園プールの管理運営について及びプールの使用料については、過去の同様の施設の運営状況等を参考としながら引き続き慎重審議を行い、最終答申としてまとめるとされております。

5ページが、本年1月20日付けの諮問書となっております。説明は以上です。

○教育長

ただいま議案第51号の説明がございましたが、質疑はありませんか。山本委員。

○山本委員

ご説明ありがとうございます。大島地区の子どもたちが、今年度、プールを近隣の西海町の3校のほうで借りれることになって、子どもたちも喜んでプールを使わせていただいております。授業も円滑に行われており、感謝しております。

来年度も同じような形になるのか、また、来年度の授業という面でも、どのようにお考えなのか知りたいなと思って質問させていただきました。

○教育長

社会教育課長。

○社会教育課長

はい、山本委員さんのご質問でございますが、今おっしゃられたとおり、今年度につきましては一旦休止という形で、大島プールのほうはさせていただいております。

こちらの付帯意見にもありますとおり、地域住民の方々への説明でありますとか、十分な理解を得る必要があるという認識のもとでございますが、一応今の現状では、今回の西海町内の小学校へのプールの利用というところでさせていただいておりますけども、一旦今回の分を検証させていただきまして、いろんな交通の便でありますとか、授業の時間の問題でありますとかというところを検証させていただきたいと思っております。

来年度につきましては、この検証を基に、今年度と同様な取扱いになるのかというところも含めて、今後検証させていただければと考えております。

○教育長

よろしかったでしょうか。はい。ほかにございませんか。北島委員。

○北島委員

今後の検証のことはお聞きできて良かったです。ちょっと私も聞きたかったんで。すごい細かいことで申し訳ないです。次長がご説明されてるところに、付帯意見の2行目のところで、児童の学習環境と言われた後に、（水泳事業）とか言われたんですけど、何かこれが2枚、別にあるのかなってちょっと思って。

○教育長

教育次長。

○教育次長

大変申し訳ございません。私も読んでから気づいたんですけれども、私が勝手に口述を作ってたして、水泳の授業ですよというご説明しようかなと思ったんですけど、括弧とか言っちゃったものですから、大変紛らわしいことになりました。申し訳ございませんでした。

○教育長

ほかにございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。それでは討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。お諮りします。議案第51号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、議案第51号「社会体育施設（プール）の在り方に関する中間答申について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第7】議案第52号「西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定」

○教育長

続きまして日程第7、議案第52号「西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第52号「西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」が、議案のタイトルになります。令和8年第2回西海市議会定例会に提出した、西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、関連する規則の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。先の条例改正と同様に、題名及び本則中、この規則では第1条となりますけれども、地域移行の移行を展開に改め、地域展開と改めるものでございます。

次に改正のポイントをご覧ください。ポイントの1については既にご説明した内容となりますけれども、ポイントの2において、施行時期を記載しております。この規則は、議会で可決された条例の施行日にあわせて施行することといたしております。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第52号の説明がございましたが、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第52号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第52号「西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。その他について事務局から諸報告をお願いします。

(資料により報告)

○教育長

報告がありましたけれども、委員の皆様方から何かございませんか。はい、谷口委員。

○谷口委員

学校教育課の異物混入のことで、ちょっと。この資料を拝見したときに、少しやっぱり何かこう疑問というか、違和感があったところでありました。先ほど長谷川課長さんからもご

説明がありましたけど、まず、昆虫っていう、普通こう、虫とかなんとか、給食の調理、あるいは配膳の段階で混入が考えられるようなのは、異物混入でこれまでも事例として上がってきてたと思うんですけど、先ほどのお話だと、まず、どういうふうな経路であったのかっていうのがまだ不明だということと、昆虫というのは何なのかなって思ったので。確固たる確証が、昆虫が混入した経緯などが分からなかったということとあわせて、管理職の対応とかも含めて、少しまだ課題もあったっていうお話でありましたことも踏まえたところで、何かこう、問題行動とかにつながるようなことではなかったのかなっていうのも、ちょっとこう思ったりしたところもありましたので。

終わったことではありますけど、今後のそれぞれ学校の対応とかも含めて、もう少しこう、お話を聞かせていただければと思ったところです。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

私の説明も不十分なところがありました。昆虫という言い方があれでしたが、小さな虫、2センチぐらいの虫が入り込んでいたんですけど、表面から何回かよそったときに、中から出てきたようです。それが、つぎ分けているときに入り込んだのか、配膳（配缶）するとき、つぎ分けのときに入り込んだのか。一緒に炊き込んでいたら、もう、しなっとなつて、何か分解されているような状況だと思うんですけど、そういう状況ではなく、原形はとどめたままだったの、羽根のついてるやつ（虫）です。今ちょっと、調書を取りに行ったので、それではっきりすると思うんですけど、2センチぐらいの虫ですね。

ぱっと見た目、黒くて羽根のついた虫で、ちょっと正確な名前は今ちょっと持ってきているんですけど、私がこう言ってるのは、何ていうんですかね、原型がもう少しこう崩れて、煮込まれたような状態であれば、調理のときに混入したのかなと思うんですけど、何か原型がとどめられたような状況であり、それがどの段階でっていうのは、配膳（配缶）のときが可能性があると思うんです。表面より少し下だったの。

ただ、2センチぐらいですから、白の中に黒が混じっていると気づくのではないかなあというところと、私に対応に課題が残るって言ったのは、結局、異変に気づいた後に、まずは校長先生に報告に行って、校長が目視をしに行つてっていうところなんでしょうけど、ちょっと給食担当者が、スタンドプレーというか、自分で動いた部分がありまして、管理職への報告がちょっと遅れてしまったっていうところがあります。その意味でちょっと課題が残りましたということで伝えました。以上です。

○谷口委員

ありがとうございます。少し、随分こう先を考えて、もしかしてわざと入れたとか、そういうふうなのがないといいなということも、ちょっと心配があったので、少し詳しくお話をしたところです。

○教育長

はい、北島委員。

○北島委員

私もちょっと気になってたのは、管理職の判断のところってということと、それから保護者におわびの文書を提出したということなんですが、基本的に、やはりそれが衛生上の観点で喫食させるかどうかっていうのに、まず一つ時間が経ったので、おわびの対象というのは、そこに対してなんでしょうかね。

要するに、クラスの全員の方が食べる時間が遅れてしまったっていうことになったんでしょうか。それとも配缶（配膳）されたその個人や、特定の人だけの話なのか、そこをちょっと教えていただければ。

○教育長

保護者に対して通知文がありますよね。それで説明したほうが1番分かりやすいと思いますけど。学校教育課長。

○学校教育課長

概要を話すと、どうしても虫が混入していたところを大きく除去して、大丈夫だよっていうことで、安心感を与えて食べさせればよかったんですけど、そこが徹底できてなかったの、こう見て、大丈夫だよっていつがれた子どもたちの中に、ちょっと気分が悪いっていう子がいて、そういったことに対しての謝罪というか、そういう事情があったというところで、子どもに安心感を与えられなかったというところが1番、はい。

○北島委員

対応に問題があったっていうことなんですね。実際食べさせたけれども、その結果、食べられた児童・生徒が、ちょっとそれに対して気持ち悪いっていうようなことを訴えられたっていうことは、起点として虫の混入のことがあったんで、何か、安心感をつくれなかったっていうところに対するおわびだということですね。そのおわび状は全員に出したんですか、それともその人だけなんですか。

○学校教育課長

全員に出しました。学校給食調理場の連名、校長も含めて連名で出しております。

○教育長

北島委員。

○北島委員

先ほど言われましたけども、そういった事案が起きたときには、まず校長に連絡してください。現場確認したうえで、校長の判断・決断を待って対応していきましょうということを

しっかりやっていきたいと思いますということですよ。

やっぱりそういった、こうマニュアルっていうのか、その手順書みたいなものっていうのが、今後整備が必要だというようなこともあるし、教育的な観点もあるんでしょうかね。そういったところ、ちょっと話が飛ぶんですけど、この間東京のほうで起こった音楽室の火事みたいなところも、やっぱりこう、勝手にやっぱりやっている部分っていうか、職員さんがやってらっしゃる部分というのが、東京の場合はああいった大事につながっていったと思うんですけども、やっぱりそれぞれ学校現場ですから、やはりその判断というのを、いわゆる組織的な判断をきちんとしていくレベルっていうのはやっぱり要と思うし、許可も要と思うんです。そういったところはぜひ、今後の整備を考えていただければなと思ってますので、よろしくお願いします。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

北島さん、委員さんありがとうございます。平成25年に衛生管理マニュアルが完成して、各学校にあって、食育の研修のときに再確認はしているものの、やっぱりその辺の全教職員での共通理解っていうのが、徹底できなかった部分があって、その辺で連絡体制のところ順序が変わってしまったりとかありましたので、そこを校長会で再度確認したところです。

○教育長

ほかにございませんか。武宮委員。

○武宮委員

すみません学校教育課さんのほうに。今日の報告とは直接関係はないんですけども、昨今の大雨のことで、こういった災害とか、危機管理についてお尋ねしたいんですけども、先週の6月24日の日だったと思いますが、市内全校休校ということで、決まっていたかと思ひまして、翌25日の夕方6時過ぎぐらいに、また今度は、土砂災害の避難指示というのが、警戒レベル4に上がって出されたかと思ひます。それは翌日まで続いていて、翌26日は、おそらくこの学校も開いていたかと思ひますが、その開いてる段階では、まだ警戒レベル4の状態だったということがあったかと思ひます。

多分、判断にいろいろ迷われたかと思うんですが、この辺の基準というか、学校を休みにするかどうかの判断っていうのは、各学校長に裁量に任せられていると思うんですが、その辺のガイドラインといいますか、そういったものがないのがどうかということと、教育委員会としてどういう立場で、どんなふうに、この休校に関しては関わっているのかということをお教えいただければと思ひます。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

失礼します。基本的に武宮委員さんがおっしゃるように、登校するかしないかの判断は校長判断になります。ただ、そこに委員会がどう関わるかっていうことなんですけど、初日、結局臨時休業にしたときの判断は、市の校長会がみんなで協議をしたうえで、全市的にいうところで判断をしました。ガイドラインっていうのは、私も必要かなと思ってます。一般的には警戒レベル4だと、もう臨時休業の対象として考えないといけないと思うんですけど、今回難しかったのは、ちょっと長期化したっていうところが難しくて。

初日は、とにかく子どもの安全を第一に考えた判断だったと思いますが、2日目が非常に難しくて、結局いろんなところに影響が行きます。スクールバス、給食、それから教育課程ですね。とにかく学期末ということもあって。でも、何より大事にしないといけないのは子どもの命なので、その中で攻めぎ合っているのがありまして、2日目は、校長会と協議して通常登校という形にさせていただきました。

その辺はしっかり連携をとりながら進めております。ただ、明確なガイドラインがあるかと言われれば、そこは今のところはありません。警戒レベル4になったときにちょっと、最重要警戒をしていくというところです。

○教育長

武宮委員。

○武宮委員

すみません、初日は校長会の話合いで休校ということですが、教育委員会としてそこに関わっていないということですか。

○学校教育課長

一緒に協議をしたところです。

○武宮委員

一緒に協議をされた。はい、承知いたしました。はい、そのように理解しました。ありがとうございます。

○教育長

はい、北島委員。

○北島委員

今、ガイドラインがないということと言われたんですけども、民間企業は、福祉施設はもっと早かったんですが、BCPを作成しないといけないという義務がありまして、学校にはそういったBCPってのはないんでしょうか。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

もちろん危機管理マニュアル、またマニュアルという言葉が出てきてしまいますが、危機管理マニュアルがあって、大雨や台風時の対応についても、各校で、タイムラインというかその辺は作っていると、全部の学校が作っているかどうかは、すみません、正直この場で言えませんが、校長会でこの前作るように指示はしたところです。

○北島委員

そういうことで、文科省のほうからそういった策定の勧奨とか、策定指示とか、そういうのはないということですね。BCPです。事業継続計画自体の。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

その辺、すみませんもう一度お聞きさせてください。

○北島委員

通称BCPというんですけども、事業継続計画、これ民間は全ての企業に策定が努力義務とか、我々も義務なんですけども、それを作っていないと運営ができないっていうぐらいの厳しいものなんですけども、先ほど言われてるようなガイドラインというか、タイムラインともおっしゃいましたよね。こうなったときにはこの事業をやめるとか、ここの業務は続けるとか、それを全部作らないといけないんですよ。

特に我々は、365日24時間、福祉施設っていうのは動かさないといけないので、学校で言えば、例えば学校施設を守るために、例えば誰々は行かないといけないけど、誰々は来なくていいよとか、うちも、こうしなくていいよとか、そういったものがあると思ってたんで。ないんですか、それが。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

ないっていうことはありません。先ほど申したように、各校で、大雨、それから台風などのときの対応マニュアルは存在していますので、はい。

○教育長

北島委員。

○北島委員

マニュアルとBCPではちょっと違うので、そこはまた中で検討、検討というか、検証してもらってよろしいですかね。よろしくお願いいたします。

○教育長

尾畑参事さん、何かありますか。

○学校教育課参事

すみません失礼いたします。少し前の話題になりますが、危機管理マニュアルというのは全ての学校であることを確認しております。今回、校長会で依頼をしたのは、警戒レベル等の改定がございましたので、それに合わせて各学校最新版に見直すようにということで、確実に実施ができるようにということで、指示をしているところでございます。以上です。

○教育長

よろしかったでしょうか。はい。今回のケースは、武宮委員さんもおっしゃったように、6月24日の時点では、気象庁のキキクルでは、北部と南部、長崎が北部と南部という区分けで、レベル3、レベル4が出てたんですね。しかしながら、24日の時点では西海市はレベル2だったんですよ。

ですから、そこを本当に臨時休業にする必要があったのか、それよりも、その次の日、その次の日のほうが、土砂災害の警報が出てましたし、特に大島、崎戸、で、西海町の北部のほうはかなりひどい雨だったですよ。西海市とても広いので、また南部と北部では、気象状況もその日で違ってくると。なかなか読みづらいところはあるんですが、そこに、臨機応変に適切に対応するためには、やはり情報が必要だと思っております。

西海市の中にも防災の担当部局がございますので、これまでは各学校が各学校で独自に情報を入手して、近隣の学校と相談しながら、そして教育委員会とも相談しながら、明日学校を開こうか、それとも休みしようかというのを考えていくわけですけども、そういった市の担当部局の情報も踏まえて、市も、25、26は、おっしゃるように、レベル4を出されたんですよ。だからその対応に合わせて、学校も対応するっていうことのほうが、市民の皆さんも納得感が得られやすいし、学校も適切な判断ができるんじゃないかなと、私は個人的には思っていますので、その辺りも、今度校長会の中で話す機会があったら、一言ちょっとお伝えをさせさせていただこうかなと思ってるんです。

○武宮委員

やっぱりこう避難指示が出ている状態で、土砂災害が起こったときには責任問題にもつながると思いますので。

○教育長

はい。おっしゃるとおりでございます。ほかにございせんか。はい、教育総務課長。

○教育総務課長

別件で補足ですけども、私のほうから教育総務課報告で、今度の総合教育会議についてのテーマを、家庭教育ということで進めていきたいと思っております。で、この10日前の7月17日に市長にレクをするようにしておりますので、事前に資料をお渡ししたいなと思っております。それが100%の状態か分からないと思います。まだ70、80%の状態かもしれませんけども、こういった内容で話が進められるだろうということの資料は、事前に配付をさせていただければなと思っておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○教育長

学校教育課、異物混入の件で保護者への通知文ありますか。それちょっと、課長さん少し説明をお願いします。

○学校教育課長

失礼します。お手元に、保護者に発出した文書を用意させていただきました。異物混入に関して、上段に書かれてあるように、以上のような理由で喫食可能と判断しましたということで、喫食可能と判断した理由を3点、真ん中のところで書いてあります。

まず、回収した虫、昆虫って書いてますけど、虫の様子から調理時に混入したものではないと判断した。2点目、混入した昆虫は、非危険異物の単体、一つであったということです。大きく取り除けば健康を損なうおそれがないと判断したという点。3点目は、先ほど言ったように、周辺を大きく取り除いて、影響がないように配慮したということです。

ただ、先ほども申したように、その様子を見ていた子どもの中には、食べることを不快に感じた子もおりましたので、その辺で、謝罪の気持ちをそこに記しております。以上です。

○教育長

よろしかったでしょうか。はい。そのあと保護者からは、特に何もなかったということですね。ある程度納得をいただいたものと思っております。

では、他になければ、以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。（午前10：50分閉会）

署名

令和 年 月 日

教育委員

教育委員

職員
